## 参考資料 3 小型焼却炉等に対する主な助成措置の概要

小型焼却炉に対する助成措置一覧表

(平成14年度)

区分	制度名	適 用 者	現 行 制 度 の 概 要
補	   林業・木材産業構造改   革事業	森林組合,林業者等 の組織する団体、木 材関連業者等の組織 する団体等	木材処理加工施設(木材製材施設,集出 荷加工施設,木材材質高度化施設等)等の メニューとして焼却炉を事業対象 木材乾燥施設等の付帯施設として焼却炉 を事業対象
	木材産業体質強化対策 事業(利子助成)	木材製造業,木材卸売業等	補助率: 1/2,1/3 木材製品の付加価値の向上,低コスト化, 経営の合理化のための設備や環境保全の ための設備(焼却炉等)の導入に対する 利子助成
			償還期間:7年以内 利子助成率:1/2以内(利率上限3.5%以 内に対し1/2以内を助成)
助	木材供給高度化設備リース促進事業(リース助成)	製材業,プレカット 加工業,木材建築工 事業,木材市場等木 材販売業,集成材製 造業	環境保全型焼却炉をリース対象 リース期間:6~10年 助成期間:6年(金属製の構築物) 助成率:リース付加料の1/2(リース 総額では9%程度で、本体価格800万円、 リース総額976万円の場合で88万円の助成)
金	林業改善資金 特認間伐施設資金	森林組合、同連合会、 木材製造業を営む者 等	間伐材の加工に用いられる機械・施設で 都道府県が農林水産大臣に協議して指定 するものの購入・設置に必要な資金 無利子 償還期間10年以内
融	木材産業等高度化推進 資金 木材加工流通システ ム整備資金	合理化計画認定を受けた受けた森林組合、 同連合会、中小企業 等協同組合、数人共 同事業体、木材市場 開設者	木材の利用加工の高度化を図るために必要な製材・加工用施設の付帯施設として焼却炉を対象 (賞選期間:7年以内利率:2.60% (貸付限度額:8千万円

X	制度名	適 用 者	現行制度の概要
分			
	農林漁業金融公庫資金	│林業者、木材製造業 │ <sub>→</sub>	林産物の加工・流通・販売施設の改良
	農林漁業施設資金、	者	又は取得のメニューとして焼却炉も対象
	振興山村・過疎地域		償還期間:20年以内(据置期間8年以
	経営改善資金・中山		内)等
金	間地域活性化資金		利率:1.6~2.75%
			融資限度額80%
	中小企業金融公庫資金	中小企業者のうち,	融資限度額:7億2千万円
	(国民生活金融公庫資金)	廃掃法及び施行令に	償還期間:15年以内(据え置き期間2年)
	環境対策貸付	掲げる廃棄物を生じ	利率:2.0~2.2%(4億円までは1.2~1.45
	産業公害防止資金	る者等	%)
			(国民金融公庫に貸付限度額7千2百万円)
	小規模企業設備資金貸	従業員20人以下の	貸付限度額:4,000万円以下(所要資金の
	付制度	小規模企業者(創業	1/2以内)
		前1月(会社設立の	償還期間:7年以内(公害防止等施設12
		場合は2月)以内の	年以内)
		者を含む。)	利率:無利子
	小規模企業設備貸与制	"	貸与設備価額:6,000万円以下
融	度		償還期間等:7年以内(公害防止施設12
			年年以内)
			割賦事業:割賦損料3%以下、保証金10%
			リース事業:リース料率年5.3%程度
			本体価格800万円償還期間等 7 年の場合 : 割賦(月賦)事業総額 883万円 : リース事業総額 945万円
	公害防止のため用設備	個人,法人	高温焼却装置の処理能力200kg/時間を越
	等の特別償却制度		える固定式廃棄物焼却設備について,特
税			別償却(取得価額の16%)が認められる。
	中小企業経営革新支援	構造改善計画策定主	構造改善計画に係る機械・設備の附帯
	法に基づく中小企業近	体の構成員	施設として焼却炉の割増償却が認めら
	代化促進法の経過措		れる。
	置、近代化促進法に基		(現在の割増償却率は,18/100)
	づく構造改善事業に係		
制	る特例措置		
	中小企業投資促進税制	個人、法人	機械及び装置で1台又は1基の取得価額
			が160万円以上(リース費用総額210万円以
			上)のものについて、7%の税額控除又は30
			%の特別償却の選択適用(資本金3,000万
			円超の法人は特別償却のみ対象)